



議事日程第4号

第3回定例会

平成21年9月18日(金曜日)

午前9時30分開議

再 開

- 日程第 1 認第 1号 平成20年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 2 認第 2号 平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 3 認第 3号 平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 4 認第 4号 平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 5 認第 5号 平成20年度寒河江市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 6 認第 6号 平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 7 認第 7号 平成20年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 8 認第 8号 平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について
- 〃 9 認第 9号 平成20年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)歳入歳出決算の認定について
- 〃 10 認第10号 平成20年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について
- 〃 11 認第11号 平成20年度寒河江市水道事業会計決算の認定について
- 〃 12 議第60号 平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)
- 〃 13 議第61号 平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 〃 14 議第62号 平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 15 議第63号 平成21年度寒河江市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 〃 16 議第64号 平成21年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)補正予算(第1号)
- 〃 17 議第65号 平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算(第2号)
- 〃 18 議第66号 寒河江市国民健康保険条例の一部改正について
- 〃 19 議第67号 寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正について
- 〃 20 請願第5号 日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める意見書の提出を求める請願
- 〃 21 請願第6号 政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める意見書の提出を求める請願
- 〃 22 請願第7号 『所得税法第56条の廃止』に関する意見書の提出を求める請願
- 〃 23 委員会審査の経過並びに結果報告  
 (1) 総務委員長報告  
 (2) 厚生経済委員長報告  
 (3) 建設文教委員長報告  
 (4) 予算特別委員長報告  
 (5) 決算特別委員長報告
- 〃 24 質疑、討論、採決

- ” 25 議案第5号 日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める意見書の提出について
- 日程第26 議案第6号 政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める意見書の提出について
- ” 27 議案説明
- ” 28 質疑、討論、採決
- 閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再 開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、松田 孝議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営につきましては、昨日決算特別委員会終了後議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

初めに、本日追加されます議案について申し上げます。追加議案は、議案第5号及び議案第6号の2案件であります。

追加議案の取り扱いについては、日程第25、議案第5号及び日程第26、議案第6号を一括上程し、日程第27、議案説明を省略し、日程第28で質疑、討論、採決と進めることといたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議 案 上 程

高橋勝文議長 日程第1、認第1号から日程第22、請願第7号までの22案件を一括議題といたします。

## 委員会審査の経過並びに結果報告

高橋勝文議長 日程第23、委員会審査の経過並びに結果報告であります。

### 総務委員長報告

高橋勝文議長 最初に、総務委員長の報告を求めます。10番佐藤総務委員長。

〔佐藤 毅総務委員長 登壇〕

佐藤 毅総務委員長 おはようございます。

総務委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、去る9月8日、委員6名全員出席し、当局より副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

初めに、委員会傍聴の件について諮り、異議なく傍聴を許可することに決定いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第64号及び請願第7号の2案件であります。

審査の都合上、請願第7号から審査することについて諮り、異議なく決定いたしました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

最初に、請願第7号『所得税法第56条の廃止』に関する意見書の提出を求める請願を議題とし、担当職員による請願文書朗読の後、質疑に入りました。

主な質疑、意見等を申し上げます。

委員より「請願文章の一部に事実と異なる疑義があること、さまざまな課題があること、政権党のマニフェストに扶養控除の見直しがあることなどから、継続審査が妥当である」との意見がありました。

委員より「今は現状の納税制度に従うべきではないかという意見も多いが、政権が交代しており、継続審査としたらいいのではないか」との意見がありました。

委員より「56条があるということは、これがないと困る人もいるはずである。もう少し情勢を分析する必要がある」との意見がありました。

請願第7号については、ほかに御報告するほどの質疑などはなく、質疑等を終結しましたが、継続審査の要求がありましたので、まず継続審査について諮ったところ、全会一致をもって継続審査とすべきものと決しました。

次に、議第64号平成21年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第64号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 厚生経済委員長報告

高橋勝文議長 次に、厚生経済委員長の報告を求めます。3番石山厚生経済委員長。

〔石山 忠厚生経済委員長 登壇〕

石山 忠厚生経済委員長 厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日、委員全員出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第62号、議第63号、議第65号、議第66号、請願第5号、請願第6号の6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第62号平成21年度寒河江市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「介護従事者処遇改善臨時特例交付金というのは、保険料の引き上げ分に充当するということなのか」との問いがあり、当局より「介護料金の引き上げ抑制のための財源として交付されており、市としては一般財源として使うことにしています」との答弁がありました。

委員より「出産育児一時金は医療機関に直接支払うということなのか」との問いがあり、当局より「医療費と同じように医療機関において直接国保連合会に請求することになります」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第62号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第63号平成21年度寒河江市介護保健特別会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「償還金について、このような額を返さなくてはならないとすると、この後請求する際の影響というのはないのか」との問いがあり、当局より「給付費が24億円ほどで、そのうち1,600万円ほどになりますが、少なくもらって後で過年度分としてもらうということもあるのですが、平成20年度については給付費が増加していたものですから、足りなくなないように実績を見ながら対応してこのようになったものです」との答弁がありました。

ほかに質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第63号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第65号平成21年度寒河江市立病院事業会計補正予算（第2号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「コンサルタントに委託することによって、病院の改革プランの内容も見直されるのか。また、実行支援は改革プランと同じように23年までつき合ってもらえるのか」の問いがあり、当局より「基本的には変更しないで改革プランを進めていきます。委託期間内で受けた指導、助言を並行して実行できるものは取り組んでまいりたい。また、改革プランが23年までになっていることから、場

合によっては次年度以降も推進策の指導、助言をいただくこともあろうかと考えています」との答弁がありました。

委員より「病院内の意見とコンサルタントからの意見を実効性のあるものにするための体制づくりをどう考えているのか」との問いがあり、当局より「現在の各セクションの代表による経営管理委員会によるか、強力に改革を進める別のチームを組織するかを検討し、院内全体の取り組みを進めてまいりたい」との答弁がありました。

委員より「入院患者の投薬指導を含めて、診療報酬が得られる業務の実施について、コンサルタントに委託する内容に入っているのか」との問いがあり、当局より「薬剤師のみならず各セクションを含めた依頼になります」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第65号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第66号寒河江市国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「出産育児一時金が引き上げられたが、産科医療補償制度の保険料はどうなるのか。寒河江市や近隣の産科医の加入状況と期間延長を国に働きかける考えはどうか」との問いがあり、当局より「産科医療補償制度の保険料3万円を含んだ改正です。加入状況は市内の3医療機関はすべて加入しています。期間の延長については県などを通じて国に働きかけてまいりたいと考えています」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第66号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第5号日米FTA反対、農家経営の危機打開を求める意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「今の農家の経営というのは非常に大変な状況で、なかなか担い手が育たないということもあります。日本の農業を続けながら日本の農業を大切に作る手だてをとらなければと思いますので、賛成の意見を申し上げます」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第5号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第5号が採択されたので、意見書案について質疑、意見等に入りました。

主な質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より「この意見書の文章の一部を修正して提出をお願いしたいと思います」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開し、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

次に、請願第6号政府備蓄米をルールに基づき買い入れることを求める意見書の提出を求める請願を議題とし、担当書記による請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な質疑、意見の内容を申し上げます。

委員より「農家の人たちの採算性も賄えるような価格にすることからも採択してほしいと思います」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、ほかに御報告するほどの質疑、意見等もなく、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、請願第6号は全会一致をもって採択すべきものと決しました。

次に、請願第6号が採択されましたので、意見書案について質疑、意見等に入りました。

主な質疑、意見等の内容を申し上げます。

委員より「意見書の中で少し文言を変えた方がいいと思うところがあるので、意見書の文言を修正していただければと思います」との意見がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開し、質疑、意見等を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって意見書案を一部修正の上、議会案を提出することに決しました。

以上で、厚生経済委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。



## 建設文教委員長報告

高橋勝文議長 次に、建設文教委員長の報告を求めます。2番沖津建設文教副委員長。

〔沖津一博建設文教副委員長 登壇〕

沖津一博建設文教副委員長 おはようございます。

建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、9月8日、委員5名出席、当局より関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本委員会に付託になりました案件は、議第61号、議第67号の2案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

議第61号平成21年度寒河江市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第67号寒河江市簡易水道事業の設置条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りました。

主な質疑の内容について申し上げます。

委員より「田代地区簡易水道が整備され、県から移管されてからの施設管理について、幸生地区と同じように簡易水道特別会計で行っていくのか、それとも水道事業会計で行っていくのか」との問いがあり、当局より「施設管理については、どちらの会計で行うのか、今後営業開始まで詰めていきたいと考えております」との答弁がありました。

委員より「総事業費の2.5%が地元負担になっているようだが、どのような負担の仕方になるのか」との問いがあり、当局より「地元負担金については、当初同意した全戸の戸数割で負担することになっております」との答弁がありました。

途中、休憩を挟み会議を再開しましたが、議第67号については、ほかに御報告するほどの質疑もなく、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、建設文教委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 予算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、予算特別委員長の報告を求めます。17番那須予算特別委員長。

〔那須 稔予算特別委員長 登壇〕

那須 稔予算特別委員長 おはようございます。

予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月1日、委員16名出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、議第60号平成21年度寒河江市一般会計補正予算（第5号）であります。

議第60号を議題とし、議案説明を省略して直ちに質疑に入りました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、集落営農参加型園芸緊急拡大推進事業費の減額とやまがた園芸担い手チャレンジプラン支援事業費の追加の関係について。一つ、駅前交番の用地取得について。一つ、中心市街地活性化センター維持管理事業の内容について。一つ、さくらんぼ産地活性化緊急対策事業費補助金の内容についてなどの質疑があり、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

質疑を終結して各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月17日、委員16名出席、当局からは市長初め副市長及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

議第60号を議題とし、各分科会委員長より分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

主な質疑を申し上げます。

中心市街地活性化センター維持管理事業の委託先及び寄贈の際の約束についての質疑があり、厚生経済分科会委員長より答弁がなされ、質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、議第60号は多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもって予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 決算特別委員長報告

高橋勝文議長 次に、決算特別委員長の報告を求めます。8番木村決算特別委員長。

〔木村寿太郎決算特別委員長 登壇〕

木村寿太郎決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本特別委員会は、9月1日、委員15名が出席し、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、開会いたしました。

本特別委員会に付託になりました案件は、認第1号から認第11号までの11案件であります。

11案件を一括議題とし、会計管理者及び水道事業所長の議案説明の後、質疑に入りました。

最初に、認第1号平成20年度寒河江市一般会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

一つ、市税の収納率の低下、不納欠損処理、滞納額増加の原因等について。一つ、固定資産税の予算額と調定額の関係について。一つ、新寒河江温泉の使用料の見直しについて。一つ、保育料の不納欠損処理の理由について。一つ、定額給付金の支給見通しなどについて。一つ、市立病院に対する負担金、補助金の限度額について。一つ、電子申請システム事業の利用状況について。一つ、自主防災組織の組織率について。一つ、市民浴場の障害者の入場者数について。一つ、林業振興事業の内容について。一つ、敬老会事業に対する交付金のあり方についてなどの質疑に対し、当局よりそれぞれ答弁がなされました。

次に、認第2号平成20年度寒河江市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認第3号平成20年度寒河江市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第4号平成20年度寒河江市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

保険給付費、療養諸費の不用額の利用等についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

次に、認第5号平成20年度寒河江市老人保険特別会計歳入歳出決算の認定について質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第6号平成20年度寒河江市後期高齢者医療特別会計歳入歳出の決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

滞納者の実態、保険証の発送方法についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

次に、認第7号平成20年度寒河江市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認第8号平成20年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計歳入歳出決算の認定について、認第9号平成20年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）歳入歳出決算の認定について、それぞれ質疑を求めましたが、質疑はありませんでした。

次に、認第10号平成20年度寒河江市立病院事業会計決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

市立病院の経営、構造改革等についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

次に、認第11号平成20年度寒河江市水道事業会計決算の認定について質疑を求めました。

主な質疑を申し上げます。

水道施設及び老朽管更新の耐震化の推進についての質疑があり、当局より答弁がなされました。

以上で質疑を終結し、各分科会に分担付託を行い、一たん散会いたしました。

次に、9月17日、委員15名が出席し、当局からは市長初め副市長、監査委員及び関係課長等出席のもと、再開いたしました。

認第1号から認第11号までの11案件を一括議題とし、各分科会委員長よりそれぞれの分科会における審査の経過と結果について報告を求めた後、質疑、討論、採決に入りました。

認第1号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第2号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第3号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第4号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第5号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第6号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第7号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、多数をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第8号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第9号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第10号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

認第11号については、質疑もなく質疑を終結し、討論を省略して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第24、これより質疑、討論、採決に入ります。

認第1号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第1号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第1号は原案のとおり認定することに決しました。

認第2号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第2号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第2号は原案のとおり認定することに決しました。

認第3号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第3号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第3号は原案のとおり認定することに決しました。

認第4号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第4号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員

の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第4号は原案のとおり認定することに決しました。

認第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第5号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第5号は原案のとおり認定することに決しました。

認第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第6号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第6号は原案のとおり認定することに決しました。

認第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第7号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、認第7号は原案のとおり認定することに決しました。

認第8号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第8号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員

の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第8号は原案のとおり認定することに決しました。

認第9号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第9号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第9号は原案のとおり認定することに決しました。

認第10号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第10号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第10号は原案のとおり認定することに決しました。

認第11号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより認第11号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、認第11号は原案のとおり認定することに決しました。

議第60号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論の通告がありますので順次発言を許します。16番川越孝男議員。

川越孝男議員 おはようございます。

私は、市政に対する市民の信頼というのは、当局の努力だけで築かれるものでもなく、また市議会だけの努力で築かれるものでもないと思っています。市当局と市議会の双方が、常に市民の目線に立って真摯な議論を通じ努力し合う中でこそ構築されるものと考えています。そのような観点から問題点を指摘したいと思います。

ただいま議題になっています議第60号平成21年度寒河江市一般会計補正予算(第5号)は、1億2,718万8,000円を追加し、予算総額で歳入歳出それぞれ146億6,180万5,000円となるもので、その内訳は、これまで農家の要望が強かったさくらんぼの雨よけハウスの建てかえに対する県補助金に係る果樹園芸作物等生産振興対策事業費などの追加を初め、住宅手当支給に係る緊急特別措置事業費や耐震改修モデル事業費の計上、出産育児一時金に係る国保会計への繰出金、病院事業会計への補助金、勤労者生活安定資金預託金、街路樹再生事業費及び教育振興事業費などへの追加補正となっています。これらについては、市民の生活の安定、安全、安心のために極めて妥当な補正であり、大賛成であります。

ところが、第7款商工費に、美術館企画展示委託費用、中心市街地活性化センター維持管理事業費として599万9,000円計上されています。説明によると、委託料の529万9,000円は、市美術館の開館1周年企画として、郷間正観氏からの絵画の寄贈を受け、その額縁代などに460万9,000円と輸送費に69万円の予算で郷間氏に委託するもので、工事請負費の70万円は、寄贈された絵を展示するための改修工事費用とのことであります。私は、この提案を受けてから市民の方々の意見を聞いてまいりました。そこで出された意見や問題点は次のようなものであります。

一つは、財政が厳しいこの時期に、600万円近い一般財源を投じての企画展は必要なのか、もっと金をかけない方法があるのではないかと、なぜ600万円もの市の負担が伴う郷間氏からの寄贈を辞退できないのか不思議でならないなどの疑問であります。

二つには、郷間氏からの絵の寄贈を受けると額縁は市で負担するとの約束があると聞くが、本当なのか。事実なら問題であり、議会でただしてほしい。オープン時の寄贈のみならず、1年後の今回も額縁代を市が求められていることからすれば、明確にする必要がある。もし、約束があったならば白紙に戻すべきであるし、今後のためにも必ずただしてほしいというものです。

そして三つ目には、額縁の購入や運搬など絵の寄贈者である郷間氏に委託しては、透明性に欠け疑念が生じるのではないかと。また、そうさせないためには、郷間氏に委託するのではなく、郷間氏より額縁などの仕様書などをもらい、それに基づいて市が直接業者に発注するなど透明性を担保すべきで、そういったことを公開の場でただすのが市議会の役割であり、議員の任務であろうという助言もありました。

四つには、それらが明らかにされなければ、市民の代表である議員として賛成すべきでないとの厳しい指摘もいただきました。



一方、市長がこうした市民の声を受けとめ、予算執行に当たって市民に疑念を持たれることのない対応が明らかにされれば、賛成すべきだとの助言もいただいたのであります。私も同感であります。

したがって、私は議員として市民から寄せられている声にこたえるために、昨日の予算特別委員会の場においても当局の見解を求めましたが、できませんでした。確かに、先例集では委員長報告に対する質疑で、当局に対する質疑は好ましくないとされています。しかし、これまでも必要な場合には当局への質疑も認めてきたわけであります。今回のケースは、分科会で質疑された以外にも市民の疑問や意見があるわけでありまして、そのことについて当局の見解を伺えれば、市民の負託にもこたえられるのではないかと思います。しかし、残念ながら、市民から求められていた事項について議会の場で明らかにすることができませんでした。したがって、本議案には残念ながら賛成することができず、反対であります。

前段申しあげましたように、反対のための反対ではありません。佐藤寒河江市政に対する市民の信頼を確立するために、市民の疑念を払拭する立場からの反対であることを、市民の皆さんを初め、市当局や同僚議員の皆さんにも御理解をいただきたいと思っております。

残念ながら、美術館企画展示委託に関して、今議会で市長との間で市民の視点に立った議論を深めることができませんでした。市長には討論で申しあげたことを受けとめていただき、市民が抱えている疑念を払拭し、透明性のある市政執行をしていただくことを期待し、反対討論といたします。

高橋勝文議長 8番木村寿太郎議員。

木村寿太郎議員 私は、新政クラブを代表し、議第60号平成21年度寒河江市一般会計補正予算に賛成の立場から討論を行います。

本市は、第5次振興計画に「歴史と文化の織りなす 気品ただよう 美しい都市(まち)寒河江」を将来都市像に掲げ、まち全体が一つのミュージアムと言えるようなまちづくりを進めております。そんな中、市民待望の美術館が平成20年11月2日に中心市街地活性化センター「フローラ」にオープンしました。開館以来10カ月を経過するわけですが、入場者も2万9,000人を超えるにぎわいを見せております。特に市内の芸術団体などが作品を紹介する市民ギャラリーでは、これまでに書、絵画、生け花、彫刻などの展示を20回以上実施し、内容が入れかわるたびに多くの方が足を運んでおり、芸術や文化に触れる楽しさを実感しているのではないのでしょうか。当初、入場者は展示団体の関係者が多かったのですが、じわじわと芸術に関心のある市民が訪れており、展示内容の問い合わせも来ているとお伺いしております。来館者に飽きられないような展示内容を頻繁に入れかえしている事務局の支えも好評で、今、中心市街地の活性化が問われているときであり、私も一市民として、皆さんが市中心部に足しげく通っていただき、にぎわいが生まれるきっかけになればいいと思っております。

美術館の開館に当たっては、本市にゆかりのある東京在住の画家、郷間正観氏の常設展が決定したことから始まったことは御案内のとおりでございます。郷間氏は中国・上海の出身で、現在は日本国籍を持ち、水墨画と日本画、西洋画を結びつけた技法で人気を集めております。特に本市美術館入口にある「桜桃迎春輝」は、白い花をつけたさくらんぼの木を力強いタッチで描き、背景の月山と月、寒河江川の流れが幻想的な雰囲気醸し出しており、郷間氏がいつも感激して見ていたという寒河江市の風景をイメージして描いたと言っております。さらに、この作品が美術評論誌「美術の杜」の2009年春号で春麗日本画名作に認定され、ますます価値が上がっております。郷間氏の作品価値は、2009年美術家名鑑によると10号250万円と記されております。今回、寒河江市美術館の1周年に当たり、9作品31点、号数にして2868号という膨大な数字と価値になる絵画の数々を御寄贈くださるとのことですが、今回の補正予算はその絵にふさわしい画装や諸経費と私は判断しております。

歴史と文化を有する風光明媚な本市にとりましても、郷間氏の作品の数々を拝見できることは、東洋の歴史と触れることができるとともに市民の芸術に対する価値観もどんどん上がっていくものと思われれます。そして、寒河江市美術館も確たる位置づけができ、JR寒河江駅にある「郷間正観ステーションギャラリー」とを結んだ文化の薫り高いまちづくりに役立つのではないのでしょうか。また、市民にとりましても、親しみのある美術館として充実されるものと考えております。

こうした観点から、平成21年度寒河江市一般会計補正予算は市民の負託に十分こたえるものと確信し、新政クラブの総意として賛成の意を表明する次第でございます。

以上をもって賛成討論といたします。

高橋勝文議長 以上で、通告による討論は終わりました。

これにて討論を終結いたします。

これより議第60号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、議第60号は原案のとおり可決されました。

議第61号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第61号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第61号は原案のとおり可決されました。

議第62号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第62号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第62号は原案のとおり可決されました。

議第63号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第63号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第63号は原案のとおり可決されました。

議第64号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第64号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第64号は原案のとおり可決されました。

議第65号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第65号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第65号は原案のとおり可決されました。

議第66号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第66号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第66号は原案のとおり可決されました。

議第67号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議第67号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議第67号は原案のとおり可決されました。

請願第5号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第5号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第5号は採択することに決しました。

請願第6号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第6号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、請願第6号は採択とすることに決しました。

請願第7号について、委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより請願第7号を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は継続審査であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手多数であります。

よって、請願第7号は継続審査とすることに決しました。

なお、本件について、総務委員長より閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議なしと認めます。

よって、請願第7号は閉会中の継続審査に付することに決しました。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第25、議案第5号及び日程第26、議案第6号の2案件を一括議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第27、議案説明であります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第5号及び議案第6号の2案件については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

## 質疑、討論、採決

高橋勝文議長 日程第28、これより質疑、討論、採決に入ります。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成議員 挙手〕

挙手全員であります。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

閉 会 午前10時40分

高橋勝文議長 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

これにて平成21年第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

寒河江市議会議長 高 橋 勝 文

会議録署名議員 石 山 忠

会議録署名議員 那 須 稔